

KOBE はじめルーム

○「育休明け乳幼児の定期預かり事業」のご案内○

神戸市では、育児休業を終了して再び仕事をはじめ保護者、保育施設の利用をはじめのお子さんを支援するため、保育園等において月曜日から金曜日までお子さんをお預かりする「KOBE はじめルーム」（育休明け乳幼児の定期預かり事業）を実施しています。

1. 実施施設（※実施予定を含む）

裏面の一覧にてご確認ください。

2. 利用可能日・利用時間

月曜日から金曜日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始は対象外）。

実施施設が定める保育標準時間(11時間)の範囲内で子どもの保育を必要とする時間。

3. 利用できる方 次の①から④の全てに当てはまる方

①育児休業の終了（2年以下）に伴い、復職しなければならない。

②利用児童が満1歳に到達している。

※ただし、利用開始月中に利用児童が満1歳に到達する場合は、実施施設の受入体制に応じて、当該月月初からの利用が可能。

③保育認定を受けたが、入所保留通知を交付された。

④利用（入所）希望する施設等に利用可能枠がなく、利用（入所）できない。

4. 申込み

直接、実施施設にお問い合わせの上、申込書を提出してください。

※実施施設において選考がありますのでご了承ください。

5. 利用料金

1日2,400円×利用日数分を施設に支払ってください。

※幼児教育・保育の無償化の対象となる方は、利用料が無償化の対象になります。ただし、給食費は無償化の対象になりません。

6. その他留意事項

- ・育休明けの保護者向けに一時保育を拡大して実施するものであって、入所ではありません。
- ・本事業は、2021年3月末で終了します（施設等への入所が決定した場合も終了となります）。
- ・実施施設の受入人数には限りがあります。
- ・「一時保育」は、市内の保育園・認定こども園等で実施しています（就労の場合、週3日まで。緊急・リフレッシュ目的でも利用可）。お近くの保育園等にお問い合わせください。
- ・「KOBE はじめルーム」をご利用いただいた場合、入所申込みにおける利用調整基準の調整点数で加点の対象となる場合があります（申込みをしている区役所・支所までお問い合わせください）。
- ・幼児教育・保育の無償化の対象となる方は、申込み時に「施設等利用給付認定通知書」を施設にご提示ください。利用料はいったん施設へお支払いただいた後に神戸市にご請求いただくこととなりますので、施設から交付される「領収書兼提供証明書」を大切に保管しておいてください。

実施施設一覧表（令和2年4月現在）

施設名	所在地	連絡先
認定こども園 あおい宙	東灘区本山南町 7-5-21	078-441-2444
幼保連携型認定こども園おかもと虹こども園	東灘区岡本 3-2-6	078-412-2262
神戸住吉保育園	東灘区住吉宮町 6-1-23	078-858-6080
幼保連携型 めばえの園認定こども園	灘区灘南通 4-4-2	078-806-3333
認定こども園 頌栄保育園	北区鳴子 2-11-2	078-593-3893
幼保連携型認定こども園近田幼稚園	長田区駒栄町 4-1-11	078-611-1344
幼保連携型認定こども園村雨こども園	須磨区行幸町 1-2-26	078-733-4363
幼保連携型認定こども園 のぞみ保育園	須磨区西落合 7-1-1	078-791-8446
幼保連携型認定こども園 名谷みどりこども園	須磨区中落合 2-3-2	078-797-7077
幼保連携型認定こども園 あじさいこども園	須磨区白川台 4-20-20	078-792-2345
幼保連携型認定こども園 かすみがおか虹こども園	垂水区霞ヶ丘 1-6-19	078-707-5554

お問い合わせ

<相談、申込みについて> 各実施施設(上記の実施施設一覧をご確認ください)

<制度について> 神戸市総合コールセンター(☎078-333-3330)

